



行橋市 幼児教育・保育無償化の認定申請手続き

(届出保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポートセンターを利用する方向け)

幼児教育・保育無償化とは

届出保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポートセンターを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料について補助を受けることができます。利用する施設やサービス、子どもの年齢、保護者の世帯状況等によって、無償化の内容が異なります。**認定申請をして保育の必要性の認定を受ける**ことで、利用料について**無償化を受けることができる**制度です。本冊子は、届出保育施設・一時預かり事業・ファミリーサポートセンターに関する無償化申請の手続きに関する内容をまとめています。

(1) 無償化の対象となる子どもと上限額について

幼児教育・保育の無償化により、届出保育施設等の利用料の一部が無償化されます。無償化による給付(施設等利用費)を受けようとする場合は、施設利用者が市から「施設等利用給付認定(新2号・新3号)」を受けなければなりません。

新2号認定	保育の必要性がある 3 歳～5歳児の方※
新3号認定	保育の必要性がありかつ非課税世帯の 0 歳～2歳児の方※

※令和7年4月1日時点の年齢をご参照ください。年齢表 P.6 にあり。

(1)無償化の対象となる子ども(①・②・③の全てに該当する子ども)

①3～5歳児の子ども

※ 0～2歳児で住民税非課税世帯の子どもも対象となります。

②子育てのための施設等利用給付の認定を受けている子ども

※ 認定要件(保育の必要性)について…… P. 4 ページへ

※ 必要書類について…………… P. 5 ページへ

③認可保育所、認定こども園、幼稚園、に入園していない子ども

(2)無償化の上限額

①3～5歳児の子ども……………月額上限 37,000 円

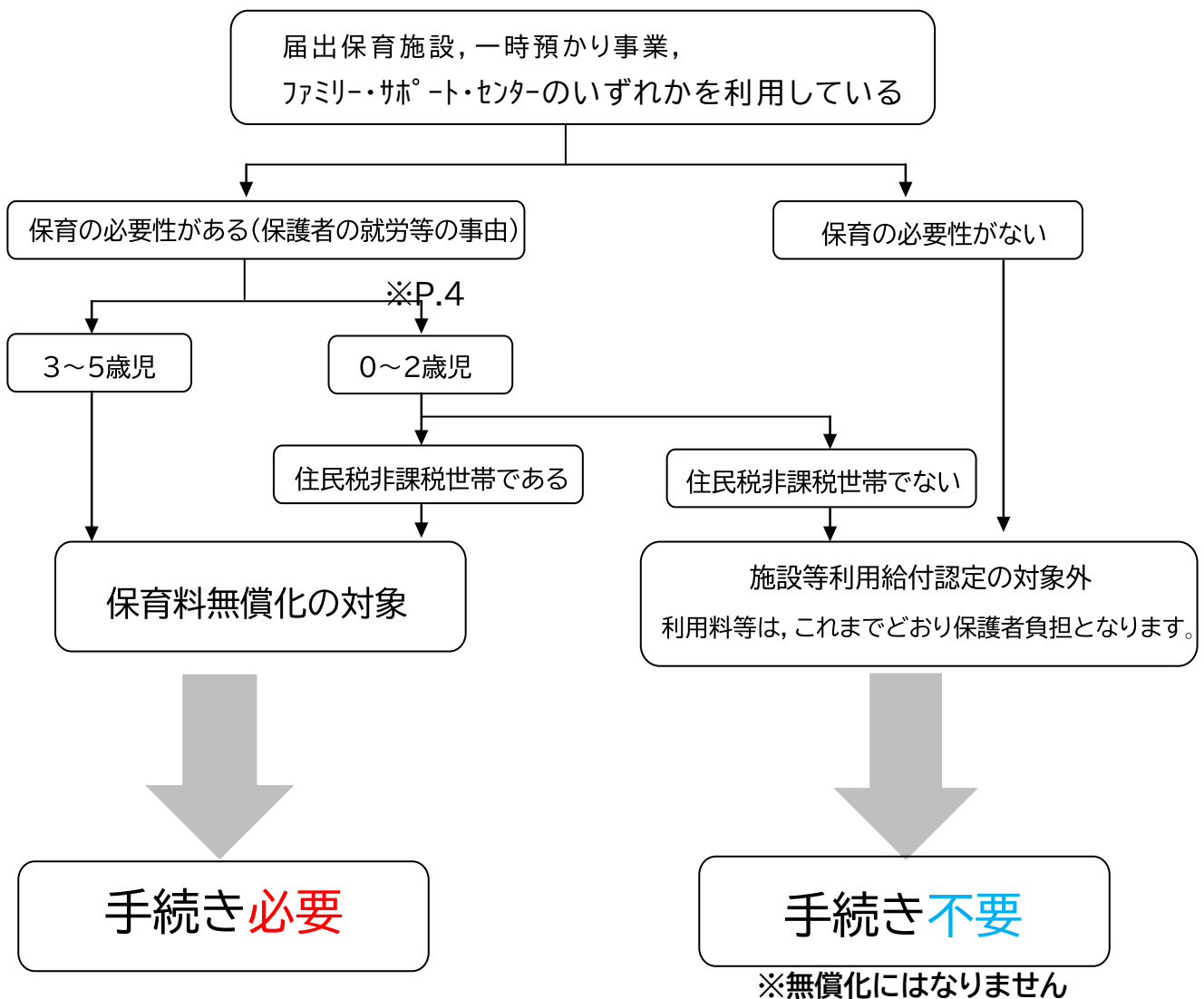
②0～2歳児で住民税非課税世帯の子ども…月額上限 42,000 円



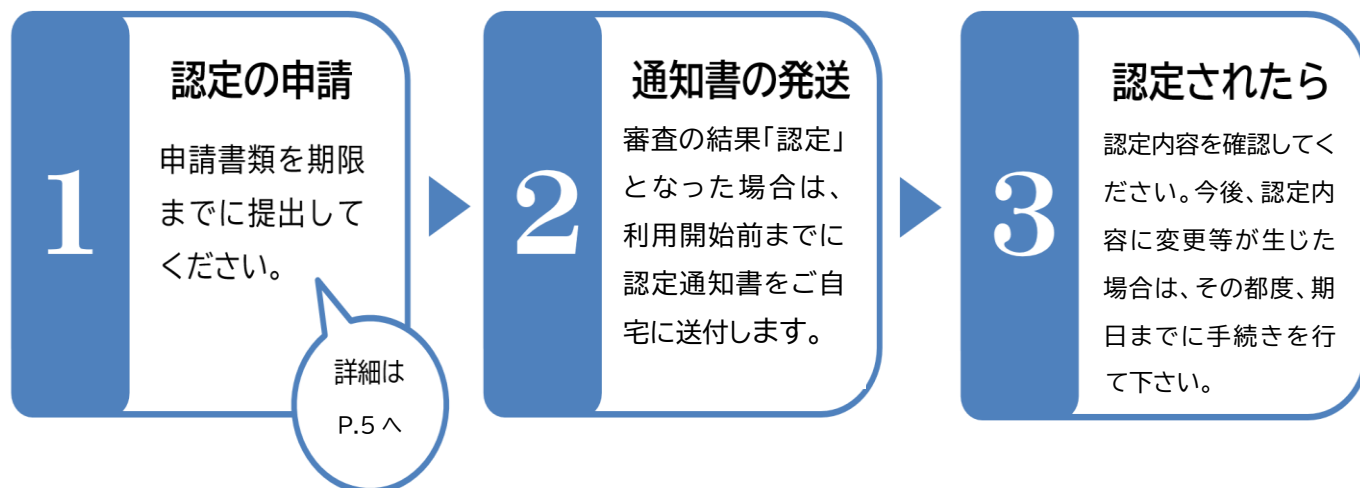
(2) 対象施設

施設区分	施設名称	所在地	電話番号
届出保育施設	ベビーホームエンゼル	泉中央 8-19-15	25-5894
	なかよし託児園	大野井 22-4	23-6359
	野菊ワイワイキッズ	道場寺 364-1	24-7265
	そらいろ保育園	大野井 625-10	55-2620
	行橋保育所(ヤクルト)	今井 1134-1	092-2960-8960
	ひよこ園	北泉 3-9-4	25-2000
一時預かり事業	認定こども園むつみ保育園	吉国 645-3	22-1543
	おおぞら認定こども園	草野 135-3	24-5556
	認定こども園コスモス	南泉 2-18-40	23-0885
ファミリーサポート センター事業 (※送迎のみ除く)	ファミリーサポートセンター 結結	門樋町 7-10 グリーンヒルズ行橋1階	31-0798

▼▼▼下記の図より対象になるかご確認ください。▼▼▼



認定申請の流れ



申請書類の提出期限・提出先について

施設区分		認可外保育施設	一時預かり事業・ ファミリーサポートセンター事業
提出期限	令和6年4月入園の方	1次締切日 令和6年 11月22日(金) 2次締切日 令和7年 1月31日(金) 最終締切日 令和7年 3月19日(金)	
	令和6年5月以降入園の方	認定希望月の前月 20日まで ※土日祝の場合は直前の平日	
提出先 (お問合せ先)		利用施設へ提出 ただし転入予定の方については 行橋市役所 17 番窓口(子ども未来係)へ	行橋市役所 17 番窓口 (子ども未来係)へ提出

※施設区分が不明な場合は、P.2をご覧ください。

※無償化申請の締切日です。入園申請の締切日とは異なりますのでご注意ください。



保育の必要性とは

保護者のいずれもが保育をできない状況にある(下表のいずれかの保育の必要性の事由に該当している)ことを「保育の必要性がある」といいます。

保育を必要とする事由		保護者の状況	支給認定の期間(入園できる期間)
①	就労	月48時間以上就労	就労が継続している期間(育児休業中は除く)
②	妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない状態	出産予定日の2か月前にあたる日の月の初日から出産後3か月を経過する日の月末まで
③	疾病・障がい	保護者が疾病で入通院している場合や障がいがある場合	疾病等が回復するまで 入院・療養を要しなくなる月の月末まで(最長年度末まで)
④	介護・看護	同居、又は長期入院等している親族(就園児を除く)の介護・看護が常時必要である場合(月48時間以上)	介護・看護の必要がなくなるまで(最長年度末まで)
⑤	災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	災害の復旧が終了する月の末日まで(最長年度末まで)
⑥	求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	3ヵ月間 ▼注1)
⑦	就学	保護者が学校に通っている場合や、ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合(月48時間以上)	在学・訓練期間中(就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで)
⑧	虐待・DV	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
⑨	育児休業	すでに預かり保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合 ▼注2)	育児休業に係る子どもが満1歳になる月の前月末まで (例)下の子の誕生日が令和5年10月25日の場合 →育児休業認定は令和6年9月30日まで
⑩	その他	上記以外で保育を必要とする事情がある場合	必要と認められる期間

※認定を受けた場合の有効期間は、保育の必要性の事由によって異なります。

父母の認定事由が異なる場合は、有効期間のより短い方が認定の事由となります。

※認定有効期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合、認定は取消となります。

▼注1)1度の求職認定での期間は**最長 3 ヶ月**です。延長はできません。認定期間終了までに就職先が決まっていない場合、翌月より認定することはできません。ただし、1 度就労しその後再び、求職認定を受ける事も可能です。1年間に求職認定を取得できる期間は**6ヵ月**までです。

(例)求職認定①(4月～6月)→就労認定(7月～8月)→求職認定②(9月～11月) ※①+②=6ヵ月

▼注2)在園児以外の子の育児休業は、原則として新2号・新3号認定を受けることはできません。ただし、育児休業に入る前から預かり保育等を利用している場合に限り、下の子が満1歳を迎える前月末まで認定を受けられます。

申請について

①給付認定申請書

注1)同時に2名以上のお子さんを申請する場合は人数分の申請書をご提出ください。

② (※転入者のみ提出)

・転入者とは令和6年1月1日時点または令和7年1月1日時点において行橋市に住民票がない方を指します。

○個人番号の利用に関する同意書(父母それぞれ1部ずつ)または課税証明書(R6年度)

個人番号の利用に関する同意書を提出する場合は、本人確認書類(父母それぞれ)をご提示ください

顔写真つき証明書(1点)…マイナンバーカード(両面)、運転免許証(両面)、パスポート、
障害者手帳、身体障害者手帳、在留カード 等

顔写真なし証明書(2点)…健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

※園へ提出される場合、個人番号の利用に関する同意書と本人確認書類の写しを封筒に入れ封を閉じ、
中身が見えない状態で提出をしてください。

③保育の必要性を確認できる書類(父母それぞれ1部ずつ)

表をご確認ください。

保育が必要なことを証明する書類	事由	必要書類
	●就労・育児休業	保育を必要とする証明書(就労証明書)
	●自営業	保育を必要とする証明書(就労証明書)+確定申告書の写し(開業初年度は開業届)
	●妊娠・出産	申立書+母子手帳の写しまたは妊娠健康診査補助券の写し(母の氏名及び出産予定日の記載があるページ等)
	●疾病・障がい ●介護・看護	申立書+(医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉障害者保健福祉手帳等)の写し ※申立書裏面の「医療機関診断書欄」に医療機関による記載がある場合は診断書の添付は不要です。
	●求職活動	誓約書兼求職活動報告書
	●就学	申立書+在学証明書やカリキュラム等の在籍期間及び受講期間がわかるもの
	●その他	状況を証明するもの

※「育児休業」は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業をいいますので、自営業の事業主の方の育児休業は原則認められません。

記入時の注意事項

- ① 届出日を必ず記入すること。

行橋市長 殿	届出日 令和 年 月 日
子ども・子育て支援法による、子育てのための施設等利用給付認定申請書を提出します。 本市が認定・給付に必要な個人情報等を必要に応じて利用し、施設・事業者へ提供することに同意します。	

- ② 年齢について R7.4.1 時点で書くこと。(※記入日時点ではない)

クラス	生年月日
5 歳児	H31.4.2～R2.4.1
4 歳児	R2.4.2～R3.4.1
3 歳児	R3.4.2～R4.4.1
2 歳児	R4.4.2～R5.4.1
1 歳児	R5.4.2～R6.4.1
0 歳児	R6.4.2～



- ③ 認定希望日(施設利用開始日)の記入について、下記のように記入すること。

※ 既に認定を受けている場合「✓」を付けて下さい	☐ 1 号 ☐ 2 号 ☐ 3 号
認定希望日(施設利用開始日)	令和 年 月 日
1. 上記児童を除く同居世帯員の状況(世帯分離家族も含む) ※単身赴任についても必ず記入記載すること	

認定区分	新規の児童	継続の児童
届出保育施設	認定を希望する日を記入	令和7年4月1日
一時預かり事業・ ファミリーサポートセンター事業	認定を希望する日を記入	令和7年4月1日

▼保育の必要性があり認定された方へ(新 2・3 号認定のみ)

子育てのための施設等利用給付認定(新 2・3 号認定)を受けた後、提出書類に記載の内容が事実と異なる場合や「保育を必要とする事由」に該当すると認められない場合は、認定取消となり、施設等利用費を遡って返還していただく場合があります。保育の必要性がなくなった場合、施設等利用給付認定取消届の提出が必要です。毎月20日(※土日祝の場合直前の平日)までに利用施設へ提出をされるようにお願いします。また、期限までに必要書類の提出がない場合は、施設等利用費の支給ができない可能性があります。

注意! 次の場合は無償化の対象外となります。

- ①市外に転出した場合 ②認定の事由がなくなった場合(退職したなど) ③有効期間が失効した場合

また、月の途中で認定を受けた場合は、認定期間開始日からの施設利用料等が無償化の対象と

なります。認定申請書類等の提出が遅れた場合、遡って認定することはできません。

転出入に係る幼児教育・保育無償化の手続きについて

行橋市と他市町村間で転出入があった場合、認可外保育施設等に通っている方は転出入に係る幼児教育・保育の無償化に関する手続きが必要となります。住所地を異動したが、引き続き同じ施設に通園する場合も申請手続きは必要です。下記に該当する項目の提出書類を揃え、子ども支援課子ども未来係宛に提出してください。転出入の手続きをしない(遅れる)場合、幼児教育・保育の無償化に係る認定期間に空白期間が生じると、その期間については無償化給付の対象外となりますので必ず申請手続きを行ってください。

項 目	提出書類	提出期限
行橋市から 他市町村へ 転出される 場合。	①施設等利用給付認定取消届(※引き続き転出先自治体より通う場合も必要) ※行橋市での認定は原則転出日から認定取消となります。 ※転出先で幼児教育・保育無償化の給付を受けるには転出先の市町村において新たに申請手続きが必要です。申請方法については転出先の市町村にお問い合わせください。	転出日の1週間前まで もしくは 転出日まで
他市町村から 行橋市へ 転入された 場合。 ※預かり保育 利用の有無に よって提出書 類が異なりま す。	【預かり保育を利用しない方】 ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(1号・2号・3号) ② ・個人番号の利用に関する同意書(父母それぞれ1部ずつ) ※提出する際は、 <u>本人確認書類(父母それぞれ)</u> をご提示ください。 ※父母どちらかが単身赴任等の場合や転入日が異なる場合は、 課税証明書を求める場合があります。 【預かり保育を利用する方】 ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(1号・2号・3号) ② ・個人番号の利用に関する同意書(父母それぞれ1部ずつ) ※提出する際は、 <u>本人確認書類(父母それぞれ)</u> をご提示ください。 ※父母どちらかが単身赴任等の場合や転入日が異なる場合は、 課税証明書を求める場合があります。 ③保育の必要性を確認できる書類(P.4 参照)※父母それぞれ1部ずつ必要。	転入日まで ※転入日を過ぎて申請 があった場合、行橋市が 申請を受理した日から の認定となります。

※認定は原則、申請日(行橋市が申請を受理した日)より前に遡って行うことができません。転入日までに申請を行ってください。転入日を過ぎて認定申請があった場合、認定日は申請日以降となります。

(注)行橋市に転入予定の方で既に転入前の自治体で認定を受けている場合は、行橋市に転入した日から行橋市で認定を受ける必要があります。あらかじめ提出書類を準備し、転入手続きを行った日もしくは、事前に申請してください。

施設を退園するとき

施設を退園する場合、施設等利用給付認定取消届の提出が必要です。提出先は子ども支援課子ども未来係へ提出となります。

退園する日の1週間前までに市へ、施設等利用給付認定取消届の提出をしてください。様式は利用施設または市にあります。

※転出に伴う退園や転出先からも継続利用される場合については P.7 をご覧ください。

よくあるご質問

Q1. 認定は毎年申請するものですか？

A1. 毎年行います。毎年申請をすることで無償化の対象となります。

ただし、新2号・新3号認定を受けた方で就労状況等、変更があった場合や認定の区分を変更したい場合には、その都度、申請が必要となります。

お問い合わせ先

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号 西棟1階⑰番窓口

子ども支援課 子ども未来係

TEL 0930-25-3988(直通)

公用携帯:080-3365-6469(子ども支援課)

受付時間:8時30分～17時まで(土・日・祝日除く)

様式ダウンロード等は
「すくすくゆくはし」を
ご覧ください。

